（前のページより続き）
○動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件（同一六九〇）　一七二
○動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量の一部を改正する件（同一六九一）　一七二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（同一六九二）　一七三
○構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件等の一部を改正する告示（国土交通八二一）　一七四

〔官庁報告〕
国家試験
令和二年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　一九二

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇〇
特殊法人等
令和元年度共済組合の決算（内閣・日本鉄道）、令和元事業年度独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の財務諸表、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　二一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　二一七
会社その他
会社決算公告　三六

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四九号）（内閣府本府）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係

(一)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）第九条第三項の法務大臣である情報提供者による情報提供用個人識別符号の取得の特例に関し必要な事項を定めることとした。（第二七条の二及び第二七条の三関係）

(二)　その他所要の規定の整備をすることとした。

2　施行期日等

(一)　住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号）について、所要の規定の整備をすることとした。（附則第四条関係）

(二)　この政令は、一部の規定を除き、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第一七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二五〇号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

(一)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(二)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

(三)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(四)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

(五)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(六)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(七)　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(八)　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(九)　罹ㇼ災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(〇)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(一)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二五一号）（内閣府本府）

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三四号）の施行期日は、令和二年九月一日とすることとした。

◇国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第二五二号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業に係る基準を、次のとおりとすることとした。（第一条関係）

(一)　内閣府令で定めるところにより、区域データの提供の方法及び条件その他の先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が区域データの提供を受けるために必要な情報として内閣府令で定めるものを公表していること。

(二)　区域データの提供に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。

(三)　(一)及び(二)に掲げるもののほか、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。